

減 壓 弁	管路の途中に設置し、上流部の高圧の水を、低圧の水に変えて下流に送るための弁をいう。
安 全 弁	管路内に異常な水圧が生じた場合、自動的に水を排出して管路の安全を図るための弁をいう。
空 気 弁	管路の高所に設け、管内の空気を自動的に排出したり、外部から吸入したりする弁をいう。
給 水 装 置	給水のため、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具(給水栓など)をいい、本市においては、給水装置の維持管理は所有者又は使用者が行わなければならぬとしている。 なお、タンク式給水における受水タンク以下の設備は、形態的には給水装置であっても、水道法上の給水装置ではなく、一般には給水設備と呼ばれている。
給 水 管	配水管や既設の給水装置から水を供給するため、宅地や家屋に引き込まれる管をいう。
給 水 栓	給水管の末端に取り付ける栓をいい、一般には、じゃ口と呼ばれている。
給 水 区 域	水道事業経営の許可に係る事業計画で定められ、配水管を布設して給水可能となる区域をいう。
給 水 人 口	給水区域内において給水を受けている人口をいう。
給 水 普 及 率	給水区域内人口(又は行政区域内人口)に対する給水人口の比率をいう。
有 収 水 量	料金徴収の対象となった水量(調定水量)をいう。
無 収 水 量	メーター不感水量、消火用水量等のように、料金徴収の対象とならなかった水量をいう。
有 収 率	給水量に対する有収水量の比率をいう。
企 業 債	地方債の内、地方公営企業に係る施設等の建設、改良などに要する資金に充てるため、長期の借入をし、次年度以降の収入をもって償還する債務をいう。
国 庫 補 助 金	国がその施策を行うため、特別の必要があるとき、又は地方公共団体に対して財政上特別の必要があると認めたときに交付する国庫支出金をいう。水道事業には、前者の奨励的な補助金が交付されている。
損 益 勘 定 留 保 資 金	収益的支出上、費用として計上されながら現金の支出を伴わないもので、減価償却費等をいう。これらの留保資金は、資本的支出の補てん財源として使用することができる。
繰 越 工 事 資 金	予算上に定めた建設又は改良に要する経費の内、工事の遅延等により年度内に支払い義務が生じなかつた場合、その額を翌年度に限り繰越し使用する資金をいう。 なお、繰越工事資金は、繰越計算書を議会へ報告すれば、翌年度の予算に計上しなくとも予算と同一の効果を有する。